

厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

1. 入院基本料に関する事項

当院では急性期一般入院料 4 を届出しています。

当病棟では、1 日に 18 人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|---|
| ○朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分 | 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。 |
| ○夕方 16 時 30 分～深夜 0 時 30 分 | 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。
看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 60 人以内です。 |
| ○深夜 0 時 30 分～朝 8 時 30 分 | 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 12 人以内です。 |

また、入院時食事療養 (I) を届出しており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

2. その他届出に関する事項

(基本診療料関係)

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|-----------------|
| (1) 急性期一般入院料 4 | (2) 急性期看護補助体制加算 25 対 1 (補助者 5 割以上) | |
| (3) 感染防止対策加算 2 | (4) 療養環境加算 | (5) ハイリスク妊娠管理加算 |
| (6) ハイリスク分娩管理加算 | (7) データ提出加算 1 | (8) 診療録管理体制加算 2 |
| (9) 救急医療管理加算 | (10) 医師事務作業補助体制加算 1 | (11) 産科管理加算 1 |
| (12) 電子的診療情報連携体制整備加算 3 (初・再診料加算) | | |
| (13) 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院料加算) | | |

(特掲診療料関係)

- | | | |
|--|-------------------------|--------------|
| (1) ハイリスク妊産婦共同管理料 (I) | (2) 薬剤管理指導料 | (3) HPV 核酸検出 |
| (4) 乳腺炎重症化予防・ケア指導料 | (5) 小児食物アレルギー負荷検査 | |
| (6) 麻酔管理料 (I) | (7) 婦人科特定疾患治療管理料 | |
| (8) 一般不妊治療管理料 | (9) 生殖補助医療管理料 2 | |
| (10) 入院ベースアップ評価料 250 | (11) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) | |
| (12) 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
子宮附属器悪性腫瘍手術等 | | |